

弁護士費用一覧（離婚・男女問題）

2019年10月20日

令法律事務所

※以下述べる「実費」とは、郵便切手代や印紙代、交通費などです。

1 バックアップ相談プラン

3万円／3か月（但し、4か月目以降は1万円／1か月）（税別）

初回無料法律相談の後に、継続的な法律相談に応じるプランです。

代理人として受任はしませんが、電話、メール、面談などの手段により継続的に相談いただけます。

※相談時間は、回数制限なし、1か月あたり1時間30分を想定しています。

※離婚バックアップをお申し込み後、弁護士に代理人としてご依頼される場合、着手金について、当事務所の基準額より3万円（税別）を差し引きいたします。

※2回目以降の相談費用を節約したい方は法テラスの震災法律扶助等の利用も可能です。

2 離婚協議書作成

手数料10万円（税別）

※公正証書で作成する場合は手数料に5万円を加算するほか、公証役場に支払う手数料（内容にもよりますが、2～3万円が目安）が必要となります。

3 協議離婚の代理交渉

着手金	報酬金
15万円	20万円＋経済的利益の10%

※いずれも税別です。

※親権について争いがある場合、事案に応じて着手金を10～15万円加算することがあります。

※経済的利益については最終ページ参照

4 離婚調停（養育費、認知無効を含む）

着手金	報酬金
25万円	30万円＋経済的利益の10% （ただし、養育費は2年分の10%）

※ご依頼いただいた離婚事件の中で、婚姻費用、養育費、財産分与、慰謝料、年金分割の問題を扱う場合、別途着手金は発生しません。

※親権について争いがある場合は、事案に応じて10万円～20万円を加算いたします。

※協議で受任後、調停へ移行した場合は、着手金を半額といたします。

- ※調停が5回を超えた場合は、6回目から1回あたり2万円（税別）の日当を頂きます。
 日当のお支払いが難しい場合は、慰謝料・財産分与などを取得した段階で精算することも可能ですので、ご相談ください。
- ※相手方との間の面会交流の日時等の調整を依頼される場合には、弁護士費用として、別途5～10万円（税別）を頂きます。同様に、弁護士に、荷物の搬出その他期日外にて代理人としての立会いを要する場合には、立会いの日当として、1回あたり3万円（税別）を頂きます。
- ※子の引渡し（着手金：30万円、報酬金：30万円）、面会交流（着手金：20万円、報酬金：20万円）、保全処分・強制執行（着手金：20万円、報酬金：経済的利益の6%）等を併せて請求する場合、追加分の着手金及び報酬金はそれぞれ半額といたします。

5 離婚訴訟

着手金	報酬金
30万円（税別）	30万円+経済的利益の10% （ただし、養育費は2年分の10%）

- ※ご依頼いただいた離婚事件の中で、養育費、財産分与、慰謝料、年金分割の問題を扱う場合、別途着手金は発生しません。
- ※親権について争いがある場合は、事案に応じて10万円～20万円を加算いたします。
- ※調停で受任後、訴訟へ移行した場合は、半額といたします。
- ※経済的利益については協議離婚の代理交渉の場合と同じです。
- ※子の引渡し（着手金：30万円、報酬金：30万円）、面会交流（着手金：20万円、報酬金：20万円）、保全処分・強制執行（着手金：20万円、報酬金：経済的利益の6%）等を併せて請求する場合、着手金及び報酬金はそれぞれ半額といたします。
- ※弁護士に、相手方との間の面会交流の日時等の調整を依頼される場合には、弁護士費用として、別途5～10万円（税別）を頂きます。同様に、弁護士に、荷物の搬出その他期日外にて代理人としての立会いを要する場合には、立会いの日当として、1回あたり3万円（税別）を頂きます。

6 慰謝料請求（請求する場合）

着手金	報酬金
交渉10万円（税別）	経済的利益の20%（税別）
訴訟20万円（税別）	（ただし、報酬金の最低額は10万円）

7 慰謝料請求（請求されている場合）

着手金	報酬金
-----	-----

交渉 20 万円（税別）	減額金額の 15 %（税別）
訴訟 30 万円（税別）	（ただし、報酬金の最低額は 10 万円）

経済的利益について

財産分与	請求する側	得られた金額
	請求された側	相手方の請求から減額された金額
養育費	請求する側	2 年分の合計額
	請求された側	相手方の請求から減額された金額の 2 年分の合計額
慰謝料・解決金	請求する側	得られた金額
	請求された側	相手方の請求から減額された金額

※養育費を得られる期間が 2 年に満たない場合は、協議により経済的利益の額を減額します。

以上